

令和5年3月20日

一般社団法人日本旅行業協会会員 各位

廿日市市長
(経営企画部宮島訪問税準備室)

宮島訪問税徴収開始の周知について（依頼）

市行政の推進については、日ごろからご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本市では、宮島への来訪によって発生・増幅する行政需要に対応し、持続可能な観光地域づくりを推進するための財源として宮島訪問税を創設し、令和5年10月1日から徴収を開始することとなりました。また、宮島訪問税の徴収方法は、旅客船舶の運航事業者が市に代わって徴収する特別徴収制度*を採用しています。

旅行業者の皆様におかれましては、旅行者の円滑な移動及び旅客船舶運航事業者の円滑な税徴収が行えるよう、旅行者への事前の宮島訪問税の周知等のご協力をお願いいたします。

※ 特別徴収制度は、地方税法に規定された徴収方法の1つで、税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、且つその徴収すべき税金を納入させる方法。宿泊税（ホテル・旅館が税を徴収）や入湯税（入浴施設が税を徴収）で採用されている徴収方法。

【問い合わせ先】

廿日市市経営企画部宮島訪問税準備室調整係 児玉・吉本

TEL:0829-30-9227

3/31 までは

E-mail:miyajimazaigen@city.hatsukaichi.lg.jp

4/1 からは

E-mail:miyajimaplan@city.hatsukaichi.lg.jp